

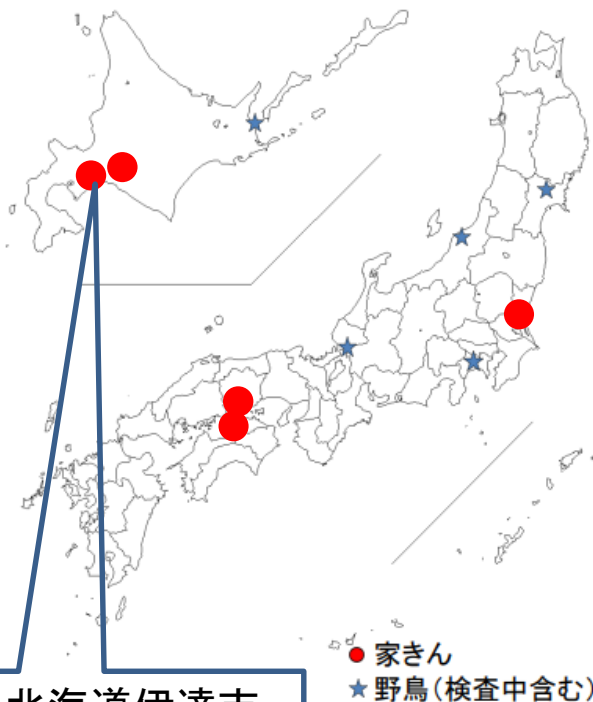
今シーズン国内6例目！ 北海道の養鶏場で 高病原性鳥インフルエンザを確認！！

11月7日、北海道伊達市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の疑似患畜が確認されました。

北海道の養鶏場では2例目、国内の養鶏場では6例目のHPAIの発生です。

鶏などの家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。(裏面参照)

今シーズンのHPAI発生状況



【農場の概要】

- ・所在地 北海道伊達市
- ・飼養羽数 肉用鶏 約15万羽

【経緯】

11月6日(日)

- ・死亡鶏増加の報告を受け、北海道が農場に対し、移動自粛を要請、農場の立入り検査を実施
- ・簡易検査を実施し、陽性を確認

11月7日(月)

- ・遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認

家畜伝染病予防法に基づく 飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

渡り鳥が飛来してくる中、鳥インフルエンザウイルスの家きんへの感染リスクが高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目21)
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

自家用家きん飼養者の方々におかれても、家きんの衛生管理については養鶏農家を実施している水準と同レベルの管理をおこなうよう、農林水産省から強い指導が入っており、飼養衛生管理基準を遵守しない場合は家畜伝染病予防法違反に抵触する恐れがあります。

特に、現在放し飼いをされている方は、至急鶏舎に收容し、野生動物や野鳥と接触しないようにしてください。